



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名	株式会社宇徳
代表者名	代表取締役社長 喜多澤 昇
(コード番号	9358 東証第一部)
問合せ先	人事総務部長 渡邊 敏美
(TEL	03-5769-3797)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 148 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 24 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 42 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、第 24 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

別表のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別表)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 24 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 24 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 42 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 42 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>